

骨髓検査技師更新申請の手引き

骨髓検査技師の登録更新は、5年ごとに有効期間の最終年に行われます。更新時には所定の試験に合格することが必要です。（骨髓検査技師制度施行細則第7条）

登録更新希望者は下記の要領にしたがって更新手続きをとられるようご案内いたします。

【更新対象者】

骨髓検査技師の資格を取得後、5年を経過する者

【更新試験要領】

1. 試験の性格

更新試験は骨髓検査技師の知識と技術の維持、および継続性の担保、そしてさらなる向上を図るために実施する。
2. 更新試験の実施

学術集会時（第1日目及び第2日目）の2回と、認定血液検査技師試験前日の指定研修会時の併せて年3回行う。
3. 更新試験の場所
 - a) 学術集会開催場所
 - b) 認定血液検査技師試験研修会場（関東会場と関西会場）
4. 更新試験の方法
 - 1) 研修会を受講し、更新試験を受験しなければならない。
 - ①学会開催時には特別講演や教育講演を研修会として指定する。
 - ②認定試験時には認定試験指定研修会を研修会として指定する。
 - 2) 研修会を受講しなければ更新試験は受験できない。
 - 3) 更新試験において正解率が60%未満の場合は、再度更新試験を受けなければならない。
 - 4) 更新試験合格者には更新試験合格証書を交付する。
5. 更新試験の内容
 - 1) 筆記試験(多肢選択式)を行う。
 - 2) 試験の範囲は、骨髓検査技師カリキュラムに沿って出題する。その他、学術集会、研修会の内容や最新の情報に関する問題を含む。
6. 更新試験受験対象者

骨髓検査技師資格取得後、有効期間の最終年に更新試験が受験できる。
7. 更新試験実行委員会

更新試験の実施はカリキュラム委員会が責任をもって行う。
8. 更新試験の取り扱い：試験問題は公表しない。

【更新申請資格】

次の各項の全てを満たしていなければならない。

1. 5年間継続して日本検査血液学会の会員であること。
申請時において直近の5年間と考える。
2. 更新試験受験時の前5年間に、日本検査血液学会学術集会（地方会は含まない）または、日本検査血液学会が主催する冬季セミナーに2回以上参加していること。参加は単位数として換算できる。
4. 学術論文・学会発表等の業績発表、学会・研修会参加、血液検査に関連した各種学会・講演会・研修会での活動による骨髓検査技師更新の資格審査基準単位を取得していること。
5年間で下表により40単位以上を取得していること。申請時において直近の5年間と考える。

骨髄検査技師の更新申請に関する資格審査基準単位表

| 学会参加（血液学関係） | | | |
|----------------|----|----------------|-----------|
| 日本検査血液学会学術集会 | 15 | 地方会 | 8 |
| 日本検査血液学会冬季セミナー | 10 | | |
| 日本検査血液学会社員総会講演 | 10 | | |
| 日本血液学会総会 | 8 | | |
| 日本血栓止血学会 | 8 | | |
| 日本小児血液・がん学会 | 8 | | |
| 国際血液学会総会 | 8 | | |
| アメリカ血液学会 | 8 | | |
| 国際検査血液学会 | 10 | | |
| 国際血栓止血学会 | 8 | | |
| 学会参加（血液学関係以外） | | | |
| | 全国 | 地区 | |
| 日本医学検査学会 | 8 | 5 | |
| 日本臨床検査医学会 | 8 | 5 | |
| 日本臨床検査自動化学会 | 8 | | |
| 日本サイトメトリー学会 | 8 | | |
| その他医学関連学会総会 | 5 | 日本医学会および分科会の総会 | |
| 講習会・研修会参加 | 5 | 註2参照 | |
| 学会発表 | 5 | 3 | 血液学関連に限る |
| | 筆頭 | 共著 | |
| 論文・著書 | 10 | 5 | 血液学関連に限る |
| 学会主催教育活動 | 5 | | 血液学関連の委員等 |
| 臨床検査技師学校での教育 | 5 | | 血液学関連の教科 |

- 1) その他医学関連学会は、日本医学会分科会のうち検査血液学に関連のある学会で、該当しないものについては審議会において審査する。
- 2) 講習会、研修会参加は、4団体（日本検査血液学会、日本臨床衛生検査技師会、日本臨床検査医学会、日本臨床検査同学院）もしくは日本医学会分科会が主催または共催したもので、その他は審議会において審査する。
- 3) 学会発表は、表に示す学会、研修会で行ったもののみを評価する。
- 4) 論文・著書は一編毎に、学会発表は1演題毎に評価する。講習会・研修会参加については1年間に1講習会・研修会（地区開催を含む）を限度として評価する。
- 5) 学会主催教育活動は1学会1役職とし、5年間に1回を限度として評価する。
- 6) 技師学校での教育は、実習担当も可とする。教科、学校数に限らず5年間に1回を限度として評価する。
- 7) 複数の学会の合同開催の場合には、各学会の合計単位の3/4（75%）を単位とする。

【更新申請手続き】

1. 申請に必要な書類を整えて、骨髄検査技師制度協議会に送付する。
2. 更新手続き期間

2013年3月認定者—2018年8月1日～2018年9月15日（第1回合格者）

更新申請期間は、8月1日～9月15日迄です。

1. 申請に必要な書類
 - 1) 5症例の骨髄所見（症例の指定はない）
書式に関しては、骨髄検査技師認定試験受験時に提出する書式と同様とする。
 - 2) 骨髄検査技師更新申請書（様式1）

必要事項を記入し、写真（裏面に氏名記入）を貼付して、指定研修会受講ならびに更新試験受験の際にこの申請書を提示する。該当欄にカリキュラム委員会より修了印を押印されたものを提出する。

- 3) 更新試験合格証書
カリキュラム委員会が発行する合格証書
- 4) 骨髄検査技師更新申請用業績目録 (様式2)
必要事項を記入して1部提出
- 5) 貼付用台紙
日本検査血液学会学術集会参加証、または冬季セミナー参加証明書のいずれか3回分、業績目録に記載した学会、研修会の参加証明書（いずれもコピー可）を貼付したもの。1枚に貼付できない場合は、コピーして使用する。

記入の方法

- ・ 更新申請日までの業績を記入すること。
- ・ 業績目録には必ず証明となるものを添付し、目録に記入した番号と同じ番号を付すこと。
- ・ 証明書類は拡大、縮小コピーしてA-4サイズに統一する。学会等参加証、出席証明書等はA-4用紙に目録記入順で整理して貼付し番号を付すこと。

提出する証明書類は次のとおりとなる。

- ・ 論文、著書—別刷りまたはコピー（著書は書名と申請者名の分かるもの）
 - ・ 学会等発表—抄録等記載のあるコピー
 - ・ 学会等参加—氏名記載のある参加証または出席証明書のコピー
 - ・ 活 動 業 績—申請単位数を記入する
- 6) 骨髄検査技師認定証
認定証のコピーをA-4サイズで提出する。
 - 7) 更新申請書類受領連絡用はがき
官製はがき宛名欄に申請者の連絡先を記入する。
 - 8) チェックシート
提出書類を確認して該当欄にチェックする。1)～7)の書類をチェックシートで確認し、該当欄にチェックして申請書と同時に送付すること。送付に際しては再度申請書類が整っていることを確認後、チェックシートの最下段のサイン欄に自筆でサインし投函すること。

4. 申請書類の送付先

〒160 - 0016 東京都新宿区信濃町35 信濃町煉瓦館
（一財）国際医学情報センター内
一般社団法人日本検査血液学会 骨髄検査技師認定制度審議会
TEL: 03-3350-9053 FAX: 03-3350-9056 e-mail: JSLH@imic.or.jp

【申請書作成上の注意】

1. 申請書類は、学会ホームページからダウンロードして記入すること。直接入力して印刷したもので可。但し、様式1については学会より郵送した学会印付のものを使用すること。
2. 申請書類は様式が合っていれば、ワープロ等で作成したもので可。
3. 書類の用紙サイズはA-4縦に統一する。但し、論文著書の別刷りはサイズを問わない。
4. 全ての業績には、審査の都合上必ず一連の証明書貼付Noを付けること。

【登録更新認定料】

10,000円

【更新登録および認定証発行】

更新試験に合格し、資格審査委員会による書類審査において適正と認められた者に審査結果

および登録更新認定料の振込案内を送付する。登録更新認定料の振込み完了を確認した後、骨髄検査技師制度審議会で承認された者に対して、認定証を発行する。

【登録更新の猶予】

骨髄検査技師制度施行細則第8条2項により、正当な理由がある場合は登録更新の猶予を申請することができる。猶予を希望する者は証明書類を添えて猶予申請をする。猶予の申請は1年毎に行い、猶予期間は原則として2年までとする。

猶予期間中は骨髄検査技師の称号は使用できない。また、次の更新時期は、通常に更新した場合の最終年となる。

(例：1年延長の場合、次回は4年後に更新する)

申請により登録更新の猶予が認められる理由と証明書類

| 延長の理由 | 証明書類 (コピー可) |
|----------------|-------------|
| 長期療養 (休業を伴うもの) | |
| 海外出張または在留 | |
| 育児休暇、介護休暇 | |
| 長期離職 (進学を含む) | |

長期療養・海外在留の期間は6ヶ月以上、育児休暇・長期離職の期間は1年以上を原則とする。表以外の事由の申請については審議会で検討する。

【上記更新猶予条件以外の更新延長について】

上記の更新猶予以外の理由、例えば定められた期間中に更新手続きが出来なかった場合などにおいて延長申請を行うことができる。更新手続きが出来なかった理由を記載して申請する。審査の結果最大1年間の延長が認められる。ただし、期間中は骨髄検査技師の称号は使用できない。また、次の更新時期は、通常に更新した場合の最終年となる。

(例：1年延長の場合、次回は4年後に更新する)

以上